

顧問契約書

有限会社X X（以下甲という）とA I C 税理士法人（以下乙という）は、以下の通りの契約を締結する。

第1条（サービスの内容）

（1）月次記帳相談業務（A I C 株式会社に委託）

- ・乙は甲に対し、総勘定元帳、補助元帳、試算表の作成について指導する。
- ・甲は乙に対して、随時、経理等に関する相談をすることができる。
- ・甲は、乙の事務所を月1回以内で訪問して相談をすることもできる。

（2）決算・税務業務（税理士有資格者による）

- ・乙は甲に対して、乙の事務所にて、決算指導を行う。
- ・乙は法人税申告書、事業税・法人府民税申告書、法人市民税申告書の作成を行う。

第2条（料金）

第1条に掲げるサービスの料金は下記の金額に消費税相当額を加算した金額とする。

- | | | |
|-----|-------------------------------------------|------|
| （1） | 月次顧問料 | 2万円 |
| （2） | 決算・税務業務料（1回につき） | 12万円 |
| | （消費税の申告がある場合は、一回の申告につき、さらに3万円） | |
| （3） | 甲の依頼により、乙が甲の事務所を訪問して相談を受けるときは 1回の訪問につき | 2万円 |
| （4） | 税務調査の立ち会い | |
| | 半日（3時間以内） | 3万円 |
| | 1日 | 5万円 |

- ・上記月次顧問料は、翌月 8日に甲の口座より自動引落しする。
- ・決算料は、決算日の翌々月8日に甲の口座より自動引落しする。
- ・甲の依頼により、乙が年末調整を行う場合には、年末調整手数料は、基本料1万円 プラス作成する源泉徴収票1人につき3千円とする。
- ・上記に定めのない業務については、税理士報酬規程に準拠する。

第3条（契約期間）

この契約は平成18年 9月分より開始し平成19年 5月分まで有効とする。

但し、契約満了月の末日までに、甲、乙いずれかより解約もしくは条件変更の申し出がなければ、当契約はさらに1年間自動更新し、その次の年も同様とする。

第4条（解約）

以下の場合には、第3条にかかわらず本契約は解約となる。

- ・甲、乙いずれかが解約する月の前月10日までに解約の旨を伝えたとき。
- ・甲、乙いずれかがこの契約に違反したとき。

この契約の成立を証するため、正本2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年 X月 X日

（甲）〒XXX-XXXX

大阪市北区X X町1 - 2 - 3

有限会社X X

代表取締役 X X X X

印

（乙）〒530-0012 大阪市北区芝田2 - 2 - 17 和光ビル4 F

A I C 税理士法人

代表社員 金崎定男

代表社員 澤井宏貴

印